第六・十二条　技術的協議

1　一方の締約国は、人、動物若しくは植物の生命若しくは健康又は他方の締約国が提案し、若しくは実施する措置に関して重大な懸念を有する場合には、技術的協議を要請することができる。

2　一方の締約国による1に規定する要請に関し、他方の締約国は、不当に遅延することなく回答し、及び1に規定する懸念に対処するための技術的協議を行う。

3　各締約国は、貿易を混乱させることを避けるため又は相互に受け入れることができる解決を得るために必要な情報を提供するよう努める。

4　両締約国は、1に規定する懸念に対処するためこの条に定める仕組み以外の仕組みを既に設けている場合には、不必要な重複を避けるため、可能な範囲において、当該仕組みを利用する。

5　一方の締約国は、2の規定による他方の締約国の回答を受領した日の後九十日が経過した後はいつでも、又は両締約国が合意する他のいずれかの時点においても、他方の締約国に対して書面により通報することによって、技術的協議を終了させることができる。

第六・十三条　緊急措置

1　一方の締約国は、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な緊急措置を採用することができる。一方の締約国の権限のある当局は、当該緊急措置を採用する場合には、次のことを行う。

(a)　他方の締約国の権限のある当局に対して当該緊急措置を直ちに通報すること。

(b)　他方の締約国が書面により意見を提出することを認めること。

(c)　必要な場合には、前条に規定する技術的協議を行うこと。

(d)　(b)に規定する意見及び(c)に規定する技術的協議の結果を考慮すること。

2　輸入締約国は、緊急措置を採用する時に両締約国間で輸送されている貨物に関する決定を行う場合には、貿易への不必要な混乱を避けるため、輸出締約国によって適時に提供される情報を検討する。

3　輸入締約国は、1に規定する緊急措置を科学的証拠なしに維持しないことを確保する。輸入締約国は、科学的証拠が不十分な場合には、利用可能かつ適切な情報（関連する国際機関からのものを含む。）に基づき、暫定的に緊急措置を採用することができる。輸入締約国は、貿易への悪影響を最小限にするため、当該緊急措置を廃止し、又は恒久的措置に代替することによって当該緊急措置を見直す。

第六・十四条　措置の同等

1　輸入締約国は、輸出締約国の衛生植物検疫措置が輸入締約国の適切な保護の水準を達成していることを輸出締約国が輸入締約国に対して客観的に証明する場合には、輸出締約国の衛生植物検疫措置を同等なものとして認める。このため、輸入締約国の要請があった場合には、検査、試験その他の関連する手続のため、適当な機会が輸入締約国に与えられる。

2　両締約国は、いずれかの締約国の要請があった場合には、特定の衛生植物検疫措置の同等を決定するための取決めを行うために協議を行う。

3　両締約国は、衛生植物検疫措置の同等を決定するに当たり、ＷＴＯの衛生植物検疫措置に関する委員会の関連する指針（特に、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第四条の実施に関する決定（注）並びに食品規格委員会、国際獣疫事務局又は国際植物防疫条約の国際的な基準、指針及び勧告を考慮する。

注　二千四年七月二十三日付けのＷＴＯ文書Ｇ／ＳＰＳ／第十九号ＲＥＶ・二（その改正を含む。）

4　両締約国は、同等が決定された場合には、食品規格委員会、国際獣疫事務局又は国際植物防疫条約の国際的な基準、指針又は勧告を考慮しつつ、代替の輸入条件及び簡素化された証明書について合意することができる。

第六・十五条　衛生植物検疫措置に関する専門委員会

1　第二十三・三条の規定に基づいて設置される衛生植物検疫措置に関する専門委員会は、この章の規定の効果的な実施及び運用について責任を負う。

2　衛生植物検疫措置に関する専門委員会は、次のことを目的とする。

(a)　各締約国によるこの章の規定の実施を促進すること。

(b)　相互に関心を有する衛生植物検疫上の事項を検討すること。

(c)　相互に関心を有する衛生植物検疫上の事項に関する連絡及び協力を促進すること。

3　衛生植物検疫措置に関する専門委員会は、

(a)　衛生植物検疫措置の適用に関する協定の実施に関連する衛生植物検疫上の事項についての両締約国の理解を増進させるための場を提供する。

(b)　各締約国の衛生植物検疫措置及び関連する規制の過程についての相互理解を促進するための場を提供する。

(c)　この章の規定の実施及び運用について監視し、見直し、及び情報を交換する。

(d)　相互に受け入れることができる解決を得るために第六・十二条1に規定する懸念に対処する場として機能し（両締約国がまず同条の規定に従い技術的協議を通じて当該懸念に対処しようとした場合に限る。）、及び両締約国が合意する他の課題に対処する場として機能する。

(e)　衛生植物検疫措置に関する専門委員会の任務に関連する特定の任務を遂行するための適当な方法（特別作業部会を含めることができる。）を決定する。

(f)　衛生植物検疫措置の作成、実施及び適用に関する両締約国間の技術協力に係る事業を特定し、及び検討することができる。

(g)　ＷＴＯの衛生植物検疫措置に関する委員会の会合並びに食品規格委員会、国際獣疫事務局及び国際植物防疫条約の下で開催される会合における事項及び立場について協議することができる。

4　衛生植物検疫措置に関する専門委員会は、衛生植物検疫措置を担当する両締約国の代表者であって、関連する専門知識を有するものから成る。

5　衛生植物検疫措置に関する専門委員会は、その手続規則を定めるものとし、必要な場合には、当該手続規則を修正することができる。

6　衛生植物検疫措置に関する専門委員会は、この協定の効力発生の日から一年以内に第一回会合を開催する。

第六・十六条　紛争解決

この章の規定は、第二十二章の規定による紛争解決の対象とならない。

第七章　貿易の技術的障害

第七・一条　目的

この章の規定は、次の事項によって両締約国間の物品の貿易を促進し、及び増大させることを目的とする。

(a)　強制規格、任意規格及び適合性評価手続が貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保すること。

(b)　両締約国間の協力（貿易の技術的障害に関する協定の実施に関するものを含む。）を促進すること。

(c)　この章の規定の対象となる措置の貿易への不必要な悪影響を軽減する適当な方法を追求すること。

第七・二条　適用範囲

1　この章の規定は、貿易の技術的障害に関する協定に定める中央政府機関による強制規格、任意規格及び適合性評価手続であって、両締約国間の物品の貿易に影響を及ぼす可能性があるものの立案、制定及び適用について適用する。